

別添

入札保証金について

☆入札保証金の額は、見積る契約金額の 100 分の 5 以上とします。

※見積る契約金額とは、消費税を含む金額です。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札するときに保証金が納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

【入札保証金免除の場合】

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その全部又は一部の納付を免除することができます。免除を受ける場合は、「同種・同規模契約の実績」【第 3 号様式】における備考欄を提出してください。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 過去 2 箇年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合。

【現金払い（納付書払い）による場合】

- ① 「入札保証金納付書発行依頼書」【第 8 号様式】により、令和 7 年 4 月 23 日（水）までに当課へ提出する。（FAX で送信する場合は、電話で当課に受信確認を行うこと。また、後日原本を提出のこと。）
- ② 納付書は、4 月 25 日（金）以降の発行となる。発行されたら入札参加者又はその法人の担当者へ当課から連絡するので、当課まで受取りに来ること。
- ③ 納付書に記載されている金融機関で入札保証金を納める。
- ④ 納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ⑤ 入札前までに医療政策課担当者へ受領書の写しを提出する。

（入札保証金の還付）

- ① 落札しなかった場合は、「入札保証金還付請求書」【第 9 号様式】を医療政策課へ提出すること。
- ② 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上を契約締結前に納付する必要がある。

沖縄県保健医療介護部 医療政策課

医療対策班： 宮平

Tel:098-866-2111 Fax:098-866-2714